

平成25年度第1回流山市文化財審議会会議録

- 1 開催日時 平成25年8月1日(木)
午後2時00分～午後5時30分
- 2 場 所 流山市立中央図書館会議室
- 3 次 第
部長挨拶
会長挨拶
議 題
(1)平成24年度文化財保護推進事業報告について
(2)平成25年度文化財保護推進事業実施状況及び今後の
予定について
(3)流山市選定保存技術の選定及び流山市選定保存技術保存
団体の認定について(諮問)
(4)市指定有形文化財・記念物候補文化財の取扱いについて
(5)審議会委員の公募について
(6)その他
閉会
- 5 出席委員
古谷会長、鎧副会長、小川委員、下津谷委員、武田委員、日塔委
員、松浦委員(以上7委員出席)
- 6 事務局員
直井生涯学習部長、小川図書・博物館長、須田図書・博物館次長
小栗図書博物館次長兼学芸係長、増崎主任学芸員、小川主任学芸員
- 7 傍聴者
青野 直

8 平成25年第1回文化財審議会議事録

- ・審議開始前に須田次長の司会進行で、小川館長のあいさつ、職員紹介が行われた。

- ・須田次長の開会宣言、部長・会長の挨拶後、議事進行を古谷会長に譲り審議を開始した。

(1) 平成24年度文化財保護推進事業報告について

事務局が、前回の審議会以後実施した平成24年度文化財保護・活用事業について資料を提示し報告した。

(古谷会長)

平成24年度の事業報告について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(松浦委員)

劣化に伴って修理した「国登録有形文化財」と「市指定文化財」の2件の説明看板のそれぞれの材質と修理費用を伺いたい。

(増崎主任学芸員)

いずれもアクリル板に文字を印字したフィルムを貼付する仕様です。修理費用はどちらも10万円以下であったと記憶しております。

(松浦委員)

流山市国・県文化財保存事業補助金の国登録有形文化「寺田園旧店舗」屋根修理事業に関して、修理にかかった費用を伺いたい。

(増崎主任学芸員)

寺田園旧店舗の屋根修理については、業者から提出された見積もりは当初600万円程度でありましたが、補助率と所有者の負担等を考慮し協議の上、今回は緊急を要する修理箇所を最優先に施工することになりました。その費用は、おおよそ300万円で、そのうち補助金は100万円でした。

(下津谷委員)

除染作業に伴う試掘・立会調査について伺います。

除染作業に伴う試掘・立会調査の詳細とその際出土した遺物の処置について伺います。

(小川主任学芸員)

除染作業は、表土を重機で剥ぎ取り、敷地内に埋設し保管するという工法です。

試掘調査は、敷地内の保管場所となり 10 cm を越え深く掘削される箇所で行い、除染作業実施時に立会を実施しました。

表土に含まれる遺物については、除去土とともに敷地内に埋設しました。試掘調査で検出された遺構内出土の土器は整理室に搬入し調査・保管しています。

(下津谷委員)

整理室内持ち込まれた遺物は放射能汚染を受けていないのでしょうか。

(小川主任学芸員)

除去した表土層に含まれる放射能汚染を受けている可能性の高い遺物は、敷地内に土壌と一緒に埋設されます。整理室内に持ち帰り保管している遺物は、試掘調査で表土層を超え深く掘り込んだ地中から出土したもので、実際に計測をしておりませんが、放射能汚染の可能性は低いと思っています。

(小川委員)

放射線量の観測は、点で行ったのでしょうか面で行ったのでしょうか。

(小川主任学芸員)

スポット(点)で行いました。

(2) 平成 25 年度文化財保護推進事業実施状況及び今後の予定について

事務局が、平成 25 年度文化財保護推進事業実施状況及び今後の予定について資料を提示し報告した。

(古谷会長)

平成 25 年度文化財保護推進事業実施状況及び今後の予定についての事業報告について、御意見・御質問のある方はいらっしゃいますか。

(松浦委員)

資料の(3)文化財調査の国登録有形文化財候補建造物実地調査予定の料亭柳家について、最近、内外を改装されたようですがどのような改装が行われたのでしょうか。

(増崎主任学芸員)

柳家さんの外観については、塗装を新たに塗り直しされたぐらいで、ほとんど変化はありません。まだ実見していませんが内部については、今まで利用されていなかった部屋を、テーブル席の客室に改築されたようです。

(日塔委員)

本日の午前に実施した清水屋本店の建造物調査について補足説明をします。

清水屋さんは、明治期に現在の店舗建物を購入され製菓業を始められたようです。その前は、現住地の近くで養蚕業を営んでおられたようです。創業にあたり、購入した店舗の改造をされたようで、その詳細が本日の調査では明らかにできませんでした。

また、店舗の土間部分は正面の道路の掘削に伴って、低く改造されていると判断でき、その年代等を確定しなければなりません。

再調査が必要であると思われます。

料亭柳家については、内外の改造がどの程度行われたのか調査しなければなりません。旧桐ヶ谷商店については、本日、外観を見た様子では、本来店の表の出入り口としてあった引き戸部分に壁をたててしまい、外観を重視する登録有形文化財にあっては、登録を危ぶまれる改造と思われます。今後の推薦等事務手続きの円滑な進行を考慮して、事前に国・県の担当者へ登録の可能性を打診したうえで本格的調査を実施すべきと考えます。

次の笹屋土蔵については、すでに文化庁の事前確認を受けた物件であり、推薦・登録の可能性充分期待できると思われますが、今後の調査は、土蔵単体だけではなく表の店舗との関連を含めて、より詳しい調査が必要と思われます。

(小川委員)

清水屋さんについて、江戸川の土手の改修は大正時代以降、大きなもので3回ほど行われていますが、清水屋さんのお店の位置は、過去、

現在と変化はないのでしょうか

(増崎主任学芸員)

清水屋さんの現店主からの伝聞によれば、製菓業を始めるまでは流山 3 丁目、今のキッコーマン工場内あたりで養蚕業を営んでおられたようで、おそらく当時のみりん工場の拡大に伴って移転を余儀なくされた初代が、もともと商家であった現建物を購入、改造され製菓業をはじめられたと推定しています。現建物の位置については、現時点では、変化していないと考えています。

(3) 流山市選定保存技術の選定及び流山市選定保存技術保存団体の認定について (諮問)

事務局から、教育委員会が「祭囃子・神楽等」を選定保存技術に、「赤城保存会」を選定技術保存団体に認定することについて、その経過・事由につて調査資料・記録画像を示して諮問した。

(小川委員)

当該文化財を選定保存技術に該当すると判断した根拠等についてお尋ねします。

(小栗次長兼係長)

「流山市文化財の保護に関する条例」(以下条例)の第 6 章第 38 条を適用するにあたり、大杉・赤城・茂侶神社祭礼行事等の「赤城保存会」(以下保存会)が関わる行事を条例第 1 章第 2 条(2)(3)の規定する「文化財」に該当すると判断し、これら「文化財」を継承・保存するために欠くことのできない市内に存する伝統的な技能は、保存会会員が有する「祭囃子・神楽等」の演奏技能とします。

よって条例第 3 8 条の規定により、「祭囃子・神楽等」を流山市選定保存技術に選定し、その保存団体として「赤城保存会」を認定するものです。

(小川委員)

条例第 3 8 条に規定する選定保存技術は、例えば文化財としての建造物を建てる大工技術、あるいは石造物を製作する石工技術などで本事案のような祭礼にかかわるようなお囃子や神楽のような民俗芸能の要素が濃いものについては該当しないと思われます。

本事案に適切な保存・保護の処置を講ずるには、条例第 2 条を適

用し、第3項で規定する年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能に「祭囃子・神楽等」に該当するとして、条例第19条により無形民俗文化財に指定し「赤城保存会」をその保持団体として認定することだと思われま

す。仮に本件を選定技術とした場合、一般的に民俗芸能の範疇とされる祭礼にかかわるお囃子・神楽までも技術とせざる負えなくなり、本件以降の文化財指定に齟齬をきたす恐れが懸念されます。

日塔・松浦・下津谷・武田の各委員から小川委員の意見への賛同が示される。

(小栗次長兼係長)

赤城保存会の活動を無形あるいは無形民俗文化財としての指定を考慮した場合、市内の特定の伝統的な神社祭礼に限定しているわけではなく、会の存続年数も40年余りと現在無形民俗文化財の指定を受けている3件と比較すると伝統・継承に同等・同質に扱うには疑問がありました。

以上のような事情を思慮し、市内の祭礼を支えるお囃子・神楽の技能的継承を重視し選定保存技術を提案させていただきました。

(増崎主任学芸員)

条例に規定しております選定技術は、各委員御指摘のとおり文化財の保護・保存を支える技術を想定して制定したものです。

しかし、今回の事案のように流山の民俗芸能として独自性の薄いものを指定可能なものか疑問がありました。

現状としては、市内の主要な祭礼を支えているお囃子・神楽の演奏ができるのは「赤城保存会」の他なく、お囃子・神楽の演奏技能を継承可能な技術として捉え、その保護・継承が文化財としての市内の祭礼の存続につながるものとして、今回のような諮問となった次第です。

(小川委員)

会の存続年数の長さは、指定の妨げにはならないと思われま

す。それは会の歴史としては40年程であります。会発足時にそれ以前の技能継承の歴史が存在するからです。それが民俗伝播・伝承が

本来的に持つ性質だからです。

お囃子・神楽に流山の独自性が希薄とのことでしたが、それは江戸川流域の地域性で、この地域のお囃子は江戸祭囃子の影響が強くみられる地域です。むしろ地域の伝統ととらえるべきです。

「赤城保存会」の活動に係る演目採譜や記録動画、会員名簿他資料は、よく整ったものであり指定の根拠を示すには充分であると考えます。

(古谷会長)

本議案に関する審議会の意見としては、選定保存技術より無形文化財としての指定が適当と判断しますが、事務局の御意見はありますか。

(小栗次長兼係長)

ご審議の結果、本事案は無形文化財として指定が適当との御判断をいただきましたが、無形文化財の区分に無形・無形民俗がございます。本事案はどちらの区分に属すべきかご審議ください。

(小川委員)

特定の祭礼に付属せず、市内の複数の祭礼にかかわっている点を考慮すると、特定の民俗行事に付随するものではないので、無形民俗より無形文化財のほうが適当であると思われます。

要望ですが、指定関係事務手続きの中で「赤城保存会」という会の名称を、お囃子・お神楽等の民俗芸能を保存・継承する団体として市民に理解しやすいようにするために「赤城民俗芸能保存会」等と具体的な活動を入れた名称にしていただきたい。

各委員、小川委員の意見である無形文化財指定に賛成する。

(小川館長)

本事案を流山市無形文化として指定することを了解いたしました。

(古谷会長)

加えて「赤城保存会」という会の名称を、より会の活動を表す「赤城民俗芸能保存会」等と改称していただきたいとの要請がありますが。

(直井部長)

会の名称については、保存会の意思等確認できないこの場では即答できかねますので、今後検討させていただきます。

(小川委員)

もちろん今後の検討課題としてご提案したものですので即答は求めています。民俗芸能の保存団体の名称としては一般的ではありませんので、ご一考願います。

(直井部長)

了解いたしました。

(日塔委員)

提案ですが、文化財指定に関して今回のように、基本的な指定区分について疑義が生じないように、条例においてその指定基準や区分を明確化、明文化してはいかがでしょうか。

(小川委員)

無形・無形民俗文化財の場合、文化財に対する基準が定まっているとは必ずしも言えず、また無形文化財が他の文化財と複合している場合も見られます。

他の文化財の場合でも、条例本文中で事細かに文化財の範囲を規定するには、なじまないように思います。規定するなら条例の施行規則など附則中で行うのがよろしいのではないのでしょうか。

(増崎主任学芸員)

市町村の文化財保護行政の場合、時間的猶予のないまま、指定が破壊・消滅が迫られる場合が多く、指定後の保存補助金交付が文化財の保存・継承に直結するケースが大半です。

行政としてできるだけ多くの文化財を保護・保存しようと志向した場合、文化財指定の要件が広いほうが保護・保存という目的をかなえ易いと愚考いたします。

(日塔委員)

条例本文の文化財の定義については行政的な事情・効果を認めますが、施行規則等の附則の成文を工夫し文化財指定の要件を明確にしたほうが、今後の指定に関する混乱を避けることができると思われ提案いたします。

(事務局)

検討いたします。

(古谷会長)

議案(3)につきましては、本事案を「流山市選定保存技術の選定」から変更し、「流山市無形文化財」として指定することが適切であることで、委員の皆様よろしいでしょうか。

全委員賛成。

(小川館長)

ご審議の結果を受け、今後の事務作業といたしまして、本案件の諮問書を本日8月1日付で「流山市無形文化財の指定及び流山市指定無形文化財保持団体の認定について(諮問)」に訂正・差し替えさせていただき、後日お示ししますとともに、本日のご審議を承りまして、本案件を「流山市無形文化財として指定することが適切である」ことの答申書を作成いたします。

答申書の内容については、作成後、審議会会長にご一読いただき、委員の皆様の御委任をお願いいたしまして、御決裁いただくことでよろしいでしょうか。

(古谷会長)

それでは、本事案に係る諮問書・答申書は今回の議決に沿った形で訂正し整えるということによろしいでしょうか。

全委員異議なし。

(4)市指定候補記念物・有形文化財の取り扱いについて

事務局から、前回の審議会で説明・視察を行った市指定候補記念物・有形文化財について、指定に向けての今後の調査の指針等について審議を要請した。

(古谷会長)

本件につきまして、御意見がございますか。

(鑑副会長)

記念物指定となる樹木は、植物としての希少性ばかりでなく生育環境の歴史性も重視しなければなりません。

今回候補となった資料の1・3・4の樹木については、社寺境内に生育しているものです。よって、生育場所である社寺の歴史などを詳しく調査する必要があります。

また、市内の他の同種樹木との比較検討も必要になります。その比較資料としては、市のみどりの課のデータや市史の植物編が有効であると思います。

指定候補の樹木の選択に異論はありませんが、今後さらに指定要件を確かなものとする調査が必要と思われます。

(小栗次長兼係長)

了解しました。今後、鑑委員とご相談のうえ、御指導を仰ぎながら指定に向けての基本的データの収集と調査を進めます。

(小川委員)

その調査に、市内の巨樹調査を加えていただきたい。

市内の巨樹に関する資料はないのですか。

(小栗次長兼係長)

みどりの課が資料を持っている可能性があります。

(小川館長)

本件に係る調査については、巨樹を含めた総合的調査を行い、資料が整いましたら、皆様にお示しして指定についてお諮りしたいと思います。

(古谷会長)

次に市指定候補有形文化財の、今後の調査及び取扱いについて御意見はございますか。

(日塔委員)

市指定候補有形文化財についての所見を申し上げます。

2の赤城神社本殿については、過去に市史の文化財編に調査報告がありますが、加えて注目すべきは社殿を飾る丸彫りの彫刻です。

寛政期としては、県内でも類例がない迫力のある作風です。

また他には見られない、拝殿と本殿をつなぐ太鼓橋が設置されていることも重要です。

指定は充分ですが、これらの彫刻と橋の詳細な調査が必要になると思われます。

5のましや呉服店土蔵ですが、本物件は過去に、母屋を含め国登録を

前提とした調査を実施したことがあります。母屋・土蔵を含め建物構造を改変する改造が行われており、残念ながら推薦には至りませんでした。

しかし、所有者の市指定の御希望があるのであれば、土蔵については流山の商家における土蔵造りの典型としての価値を有すると判断します。

(小栗次長兼係長)

赤城神社の詳細調査については、日塔委員にお願いしたいと思えます。

(古谷会長)

文化財指定について他にご意見はありませんか。

(小川委員)

要望ですが、近年の社会情勢の中で文化財は、顧みられる機会が少なくなっております。市町村レベルでは、もっと多くの文化財を指定すべきだと考えております。指定することによって、市民の注目と関心を引き、文化財保護につながると思えます。

そこで、市内に指定候補となる文化財が、どこにどの程度あるのか詳細なデータを得るために、ある程度の調査期間を設け文化財所在調査を実施してほしいと思えます。

調査に基づいた指定候補リストがあれば、今後の指定を計画的に進めることができます。

(小栗次長兼係長)

指定候補については、課内の資料としては東深井古墳群など史跡をはじめにいくつかございますが、有形・無形あるいは選定技術を含めた総合的なリストはありません。

調査が多岐にわたるため、即実施をお約束することはできかねますが、今できるところから始めさせていただきたいと思えます。

(5) 審議委員の公募について

平成26年10月1日以降実施となる文化財審議会委員の公募について、「流山市市民参加条例」等の根拠法令を示し、公募決定に至る経緯について説明した。

(6) その他

事務局小栗から報告

- ・利根運河を国指定史跡候補とする件について、柏市・野田市・
県文化課と協議を進めている。
 - ・鱒ヶ崎三本松古墳の保存の件について、西平井・鱒ヶ崎地区
区画整理事務所とみどりの課との協議に入る
-
- ・閉会